

第4章 重点的に取り組むべき施策

第3章で示した分野別の施策の中から、まず取り掛からなくてはいけないもの、市民・事業者・市の三者が協働して取り組んでいく必要があるもの、波及効果の高いものなどを「重点的に取り組むべき施策」として抽出・設定し、その展開方策と各主体の役割などについてまとめました。

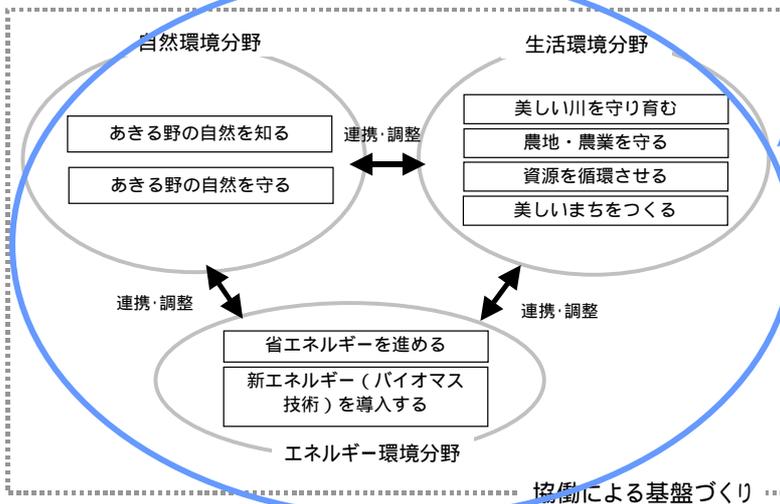
【この章の見方】

1 重点的に取り組むべき施策の全体像

(1) 「重点的に取り組むべき施策」とは

重点的に取り組むべき施策（以下「重点施策」といいます。）には、それぞれの分野での施策体系の中から、次のようなものを抽出・設定しました。

1. 計画期間の初めの5年間でまず実施すべきもの
(緊急性が高いもの、それを実施しないと次の展開ができないものなど)
2. 市民・事業者・市の三者が協働して取り組んでいく必要があるもの
3. 波及効果が高く、計画の進捗・目標の達成を実感しやすいもの



「重点的に取り組むべき施策」の抽出・設定の考え方です。

自然環境、生活環境、エネルギー環境の3つの分野の重点的に取り組むべき施策の全体像を示しています。

第3章の「分野別の施策体系」との対応がここで確認できます。

それぞれの分野で重点的に取り組むべき施策の方向性や考え方を示しています。

施策の「展開方針」として、今後5年間で、重点的にどのようなことに取り組んでいくかを示しています。

2 協働による展開方策

(1) 自然環境分野では

豊かな緑に囲まれた清流を次世代に引き継ぐために、**市民・事業者・市の連携・協力のもと、あきる野市の自然環境の保全・管理を行っていきます。**

市内には、西部のスギ・ヒノキ林や丘陵部の里山（雑木林）などの豊かな緑に囲まれた秋川や平井川などの清流があり、身近にふれあうことができます。本市の自然は、林業・農業・漁業といった産業と密接に結びついていることも特徴的です。

しかし、森林や雑木林、農地などにおいては、生産価値の低下、林業・農業関係者の高齢化・後継者不足などの様々な要因によって、適正な維持管理が十分に行われていない状況にあります。

重点目標

- ・自然環境調査の検討・実施（平成22年度まで）
- ・モデル地区3箇所の選定（平成20年度まで）

関連指標

関連指標	目標値 (年度)	現状値 (年度)	所管課
「あきる野百景」の認知度 (アンケート調査等で把握)	70% (平成27年度)	-	環境課
あきる野版RD種の認知度 (アンケート調査等で把握)	70% (平成27年度)	-	環境課
市の緑地面積	現状維持	-	都市計画課

2

展開方針

自然環境調査の実施(1-(1)-)

1) あきる野の自然を知る

市域全体での自然環境の現状を把握するための調査方法や項目等を検討します。検討に当たっては、市民、事業者等とも連携・協力し、既存資料や市民団体等が持っている市内の自然環境データ等を収集・整理して参考とします。

また、市民アンケート調査で、景観上保全すべき場所として、「あきる野百景」を選びます。

展開スケジュール

	年 度					実施主体		
	H18	H19	H20	H21	H22	市民	事業者	市
(1) 市域全体での自然環境調査の検討・実施(新)(環境課)								
・調査方法等の検討・調査実施				検討・実施				
・景観上保全すべき場所の選定(「あきる野百景」の選定)			アンケート	選定	周知			
・あきる野版RD種の選定			モデル地区選定					実施

特に重点的に達成すべき目標を「重点目標」として設定しました。

いつ(目標年次)までに、どうするのか(可能なものは目標数値も設定)を示しています。

現状の値が分かるものは現状値も示しています。

誰が実施していくのかを「 」で示しています。

「展開スケジュール」として、平成18年度から平成22年度の5年間でどのように進めていくかを示しています。

「関連指標」として、

重点目標以外で、関連する指標を示しています。目標値を掲げられるものや現状値が分かるものはその値と、関連する課の名前を示しています。

1

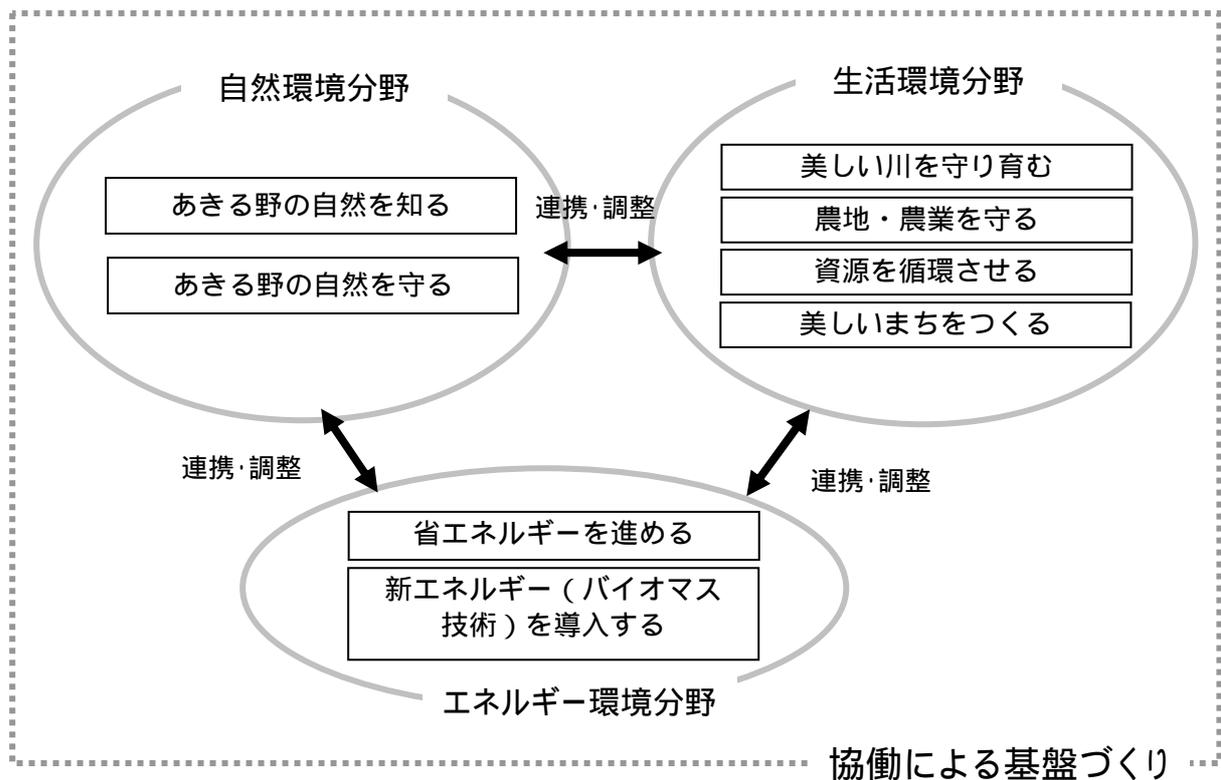
重点的に取り組むべき施策の全体像

(1) 「重点的に取り組むべき施策」とは

重点的に取り組むべき施策（以下「重点施策」といいます。）には、それぞれの分野での施策体系の中から、次のようなものを抽出・設定しました。

1. 計画期間の初めの5年間でまず実施すべきもの
（緊急性が高いもの、それを実施しないと次の展開ができないものなど）
2. 市民・事業者・市の三者が協働して取り組んでいく必要があるもの
3. 波及効果が高く、計画の進捗・目標の達成を実感しやすいもの

(2) 全体像



2 協働による展開方策

(1) 自然環境分野では

豊かな緑に囲まれた清流を次世代に引き継ぐために、

市民・事業者・市の連携・協力のもと、あきる野市の自然環境の保全・管理を行っていきます。

市内には、西部のスギ・ヒノキ林や丘陵部の里山（雑木林）などの豊かな緑に囲まれた秋川や平井川などの清流があり、身近にふれあうことができます。本市の自然は、林業・農業・漁業といった産業と密接に結びついていることも特徴的です。

しかし、森林や雑木林、農地などにおいては、生産価値の低下、林業・農業関係者の高齢化・後継者不足などの様々な要因によって、適正な維持管理が十分に行われていない状況にあります。

今、手を打たなければ、せっかくの豊かな自然も、その質・量共に低下していくおそれがあります。そこで、自然環境分野では、豊かな自然を守り、次世代へと引き継いでいくために、市民・事業者・市が連携・協力して保全・管理活動を行っていきます。

重点目標

- ・ 自然環境調査の検討・実施（平成 22 年度まで）
- ・ モデル地区 3 箇所の選定（平成 20 年度まで）

関連指標

関連指標	目標値 (年度)	現状値 (年度)	所管課
「あきる野百景」の認知度 (アンケート調査等で把握)	70% (平成 27 年度)	-	環境課
あきる野版 RD 種の認知度 (アンケート調査等で把握)	70% (平成 27 年度)	-	
市内の緑地面積	現状維持	-	都市計画課

展開方針

自然環境調査の実施（1-(1)- ）

1) あきる野の自然を知る

市域全体での自然環境の現状を把握するための調査方法や項目等を検討します。検討に当たっては、市民、事業者等とも連携・協力し、既存資料や市民団体等が持っている市内の自然環境データ等を収集・整理して参考とします。

また、市民アンケート調査で、景観上保全すべき場所として、「あきる野百景」を選びます。

さらに、調査地域を選定して、段階的に自然環境調査を進めつつ、その結果を基に、あきる野市内で減少・分布が狭まっている種などを「RD(レッド・データ種)」として選定していきます。

適正評価と保全の方向付け（1-(1)- ）

2) あきる野の自然を守る

1)での調査結果に基づき、市域の自然環境について、現状の評価を行い、特に保全対策が急がれる地区や、市内での生態系保全等の上で重要性が高い地区などを抽出し、「モデル地区」等として選定し、保全します。

また、現在何らかの保全活動が図られている地区については、活動を継続するとともに、モデル地区等としての選定も検討します。

モデル地区等の保全方策等は、その地区の状況等を考慮しながら、検討・実施します。

なお、自然環境調査の実施、モデル地区の選定及び保全・管理活動などの実践に当たっては専門知識や経験等が重要であることから、必要に応じて実行部門を設置します（98頁参照）。



カタクリの自生地

展開スケジュール	年 度					実施主体		
	H18	H19	H20	H21	H22	市民	事業者	市
(1) 市域全体での自然環境調査の検討・実施（新） 〔環境課〕								
・調査方法等の検討・調査実施		————— 検討・実施		—————				
・景観上保全すべき場所の選定 （「あきる野百景」の選定）	 アンケート	▶ 選定	周知				
・あきる野版 RD 種の選定			モデル地区設定		実施			
(2) 自然の保全・管理活動の実践 （新） 〔環境課〕								
・適正評価及びモデル地区等の選定			————— 検討	—————	実施			
・モデル地区等における保全・管理活動の検討・実施	—————		検討・実施	—————				

（2）生活環境分野では

公害のない、魅力あふれる循環型のまちとするために、
清流と農を守り、資源循環型の美しいまちをつくります。

市内には、清流や農地と都市が共存する環境など、美しいまちの構成要素が数多くあります。

しかし、市内を流れる河川には、水量が減り、水質の悪化が見られる場所もあります。子どもたちが安心して遊べる、きれいで親しめる川づくりが必要です。また、市街地に広がる農地も、生産性の低下や後継者不足などにより、遊休農地が増えていく可能性もあります。農業そして農地の保全のために、農業の活性のみならず、農作物の地域での活用も求められます。

一方、生活から出るごみは、有料化によって減少傾向にはあるものの、リサイクル率*は20%弱にとどまっており、市民・事業者・市の連携・協力による資源循環を進めていくことが必要です。さらに、快適な生活環境づくりとして、美しい街並みづくりと併せた「歩きたくなる」みちづくりも重要です。

そこで、生活環境分野では、以下の4つのテーマについて、特に重点的に取組を進めていきます。

- 美しい川を守り育む
- 農地・農業を守る
- 資源を循環させる
- 美しいまちをつくる

重点目標

- ・河川ごとの水質に関する環境基準 100%達成（平成 27 年度）
- ・あきる野産の農産物の販売額 5 億円（平成 27 年度）
（ファーマーズセンター販売額 / 農産物販売総額：平成 16 年度現在 4 億円）
- ・市民一人一日当たりのごみ排出量 平成 16 年度比 10%削減（平成 27 年度）
（平成 16 年度 893 g）
- ・市民や来訪者の「歩きたくなる」度 70 ポイント（平成 27 年度）
（アンケート調査等で把握）

1) 美しい川を守り育む

関連指標

関連指標	目標値 (年度)	現状値 (年度)	所管課
「清流」に対する市民満足度 (アンケート調査等で把握)	70 ポイント (平成 27 年度)		環境課
生活排水処理率 ^{注4)} 下水道接続率	88.7% 98% (平成 27 年度)	83% 87% (平成 16 年度)	下水道課
ホテルが見られる水辺の箇所数	現状以上 (現状を把握の上)	不明	環境課 建設課
ホテルの保護等に係る助成金 等の交付団体数	7 団体 (平成 27 年度)	3 団体 (平成 16 年度)	環境課
川とのふれあいマナー実践度 (来訪者等へのアンケート調査等で把握)	60% (平成 27 年度)		環境課 商工観光課

展開方針

水質汚濁防止対策の充実（1-(1)- ）

水がきれいな川づくり

市内河川の良好な水質を保つため、水質汚濁の要因となる事業所や家庭からの排水対策を継続・強化します。また、河川の水質調査（年4回）を行い、現状把握・水質管理を行います。

・事業所排水対策

水質汚濁防止法による特定施設を対象に、排水の水質調査を行い、基準値に満たない場合には指導を行います。

注4 下水道あるいは合併処理浄化槽により処理がされている生活排水の割合をいいます。

・生活排水対策

下水道の整備を進めるとともに、整備済みの区域では下水道に接続していない建物所有者に対して接続の啓発・普及を図ります。事業認可区域外の区域では、合併処理浄化槽の設置を促すとともに、その地域での汚水処理施設の設置についても検討していきます。

親しめる川の保全・整備（2-(2)- ）

ホタルが棲め、子どもが遊べる川づくり



ホタル^{注5)}が舞い、子どもたちが安心して遊べるような、水がきれいで、景観の美しい水辺空間を創造します。

自然環境分野で推進する河川に関する事業と連携し、市民参加型のイベント等を行い、清流への関心を高めて、河川愛護意識を醸成したり、バーベキューや川遊び等のマナーの呼びかけを進めます。同時に、河川管理者（国・東京都）や市民と話し合いながら、景観に配慮した河川整備を進めるとともに、利用者みんなでの清掃活動や不法投棄の防止活動などによって、親しみやすい河川環境づくりを進めます。

また、ホタルが棲める川とするために、市民参加でホタルが見られる場所の調査や情報収集を行ったり、必要に応じて関係機関に対して河川環境の再整備を要請します。

子どもたちが安心して遊べる川づくりに向けて、みんなで「子どもの水辺事業」をさらに進めていくとともに、アンケート調査などで、満足度やニーズを把握します。

展開スケジュール

水質汚濁防止対策の充実（1-(1)- ）

水がきれいな川づくり

	年 度					実施主体		
	H18	H19	H20	H21	H22	市民	事業者	市
(1)事業所排水対策〔環境課〕 (排水水質調査・是正指導)	継続・強化 →							
(2)生活排水対策〔下水道課、環境課〕								
・下水道への接続啓発・普及	→							
・下水道の整備	→							
・合併処理浄化槽の設置補助（補助金）	→							
・下水道事業認可区域外の地域における汚水処理施設設置検討 検討 →							

注5 市内には、ゲンジボタルとヘイケボタルが多く見られます。

親しめる川の保全・整備（2-(2)- ）

ホタルが棲め、子どもが遊べる川づくり（親しめる川の保全・整備：2-(2)- ）

	年 度					実施主体		
	H18	H19	H20	H21	H22	市民	事業者	市
(1)市民参加による清流の保全 〔環境課、商工観光課〕								
・清流保全協力員活動(看板の設置等)	継続・強化							
・市民参加型イベントの検討・実施								
・活動の公表の検討								
・河川景観の整備	継続・強化							
・川遊びのマナー等の向上 (マナーの周知・清掃活動・不法投棄防止)	継続・強化							
(2)ホタルが棲める川づくり(新) 〔環境課、建設課〕								
・ホタルが見られる場所の調査	調査	追跡調査						
・ホタルが棲める川づくり (ホタルの保護など)	地域ごとに展開							
(3)子どもの水辺事業の推進 〔環境課、建設課、社会教育課〕								

農地や樹林地の保全（2-(1)- ）

2) 農地・農業を守る

関連指標	目標値 (年度)	現状値 (年度)	所管課
農産物直売所数	3件 (平成19年度)	2件 (平成16年度)	農林課
あきる野産の農産物(あきる野ブランド)等の数	4件 (平成22年度)	2件 (平成16年度)	農林課
地元野菜の活用件数	-	0件 (平成16年度)	農林課
生産緑地指定面積	現状以上	79.48ha (平成16年度)	都市計画課

展開方針

親しみある「あきる野型農業*」を進めるために、ファーマーズセンターを中心に、新鮮な地場産の野菜等のさらなる普及を進めていきます。新鮮な野菜を生産する温室施設の整備や地元野菜の学校給食等への供給の検討を行います。

また、農業振興による農地保全を図るために、後継者育成の支援や、サルなどの獣害を防ぐための電気柵設置の継続などを検討します。有機農法や減農薬など、環境に

配慮した農業も促進していきます。

農地は、農業基盤であると同時に、多様な機能をもつ環境資源です。そこで、農業振興計画に基づき、市街化区域内の農地（生産緑地）の適正管理や追加指定、遊休農地の活用を進め、その機能の保全を進めていきます。

展開スケジュール	年 度					実施主体		
	H18	H19	H20	H21	H22	市民	事業者	市
(1)地元野菜の普及・活用（食育） 〔農林課〕								
・施設園芸（温室等）化	事業効果・消費者ニーズの把握 →							
・学校給食等への供給検討・実施（新）	希望調査・制度研究 →							
(2)農業の振興・支援 〔農林課〕								
・後継者の育成支援（助成等）	→							
・獣害防止対策の実施 （被害状況のモニタリング*、電気柵設置）	継続 →							
(3)農地の適正管理と活用								
・生産緑地制度の推進・管理 〔農林課、都市計画課〕								
追加指定（希望者把握・協議）	→							
・市民農園制度の活用 〔農林課〕								
取組方策の検討（遊休農地の活用ほか）	→							
市民農園の希望把握・貸出	→							

体系的な循環型システム構築の推進（1-(2)- ）

3) 資源を循環させる

関連指標	目標値 （年度）	現状値 （年度）	所管課
「へらすぞう」の発行回数	年間4回発行 （平成27年度）	1回発行 （平成16年度）	環境課
市民一人一日当たり ごみ排出量（再掲）	平成16年度比10%減 （平成27年度）	893g （平成16年度）	
市民一人当たり 年間ごみ処理負担費		16,406円 （平成16年度）	

展開方針

資源循環型のごみ処理・リサイクルのシステムづくりを進めるために、廃棄物減量等推進審議会や、平成16年度に発足した「ごみ会議」などを通して、市民・事業者・市の協働によるごみの減量やリサイクルの意識啓発を行っていきます。

展開スケジュール

	年 度					実施主体		
	H18	H19	H20	H21	H22	市民	事業者	市
(1)循環型社会構築の推進〔環境課〕								
・廃棄物減量等推進審議会の開催	→							
・「ごみ会議」の運営・推進	事業展開 →							
・ごみ減量・リサイクル意識の啓発 (情報誌「へらすぞう」の発行等)	→							

4) 美しいまちをつくる

関連指標

関連指標	目標値 (年度)	現状値 (年度)	所管課
街並み・景観に関する市民満足度 (アンケート調査等で把握)	30 ポイント (平成 27 年度)		都市計画課
土地区画整理事業による街並み 整備箇所数	10 箇所 (平成 27 年度)	6 箇所 (平成 17 年度)	まちづくり推進課 都市計画課
「歩きたくなる」みちの箇所数 (アンケート調査等により把握)	-		商工観光課
市民や来訪者の「歩きたくなる」 度(再掲 アンケート調査等で把握)	70 ポイント (平成 27 年度)		建設課
たばこ・ごみのポイ捨てに係る市 民満足度(アンケート調査等で把握)	70 ポイント (平成 27 年度)		環境課
一斉清掃の実施回数、参加者数	現状維持	年 2 回、延べ 28,898 人 (平成 16 年度)	環境課

展開方針

快適な街並みの形成(3-(1)-)

「歩きたくなる」みちづくり

思わず歩きたくなるような、気持ちが良いと歩きやすい、安全で、周辺の自然等と調和した美しい街並みや歩道の整備を進めていきます。同時に、土地区画整理事業を行う区域では、地区計画を定めて、地域のみんなで良好な街並みづくりを進めていきます。

商店街では、安全性や周辺景観に配慮した装飾灯の設置を進めます(平成 16 年度現在、4 箇所 135 基設置)。

また、道路の新設・改良や散策路の整備に伴わせて、「歩きたくなる」歩道の整備や管理、観光拠点の整備に合わせた、誰もが歩きやすいみちづくりを進めます。

快適な街並みの形成、たばこ・ごみのポイ捨て防止（3-(1)-、3-(2)-）

わがまちの清掃活動の推進

あきる野市を清潔なまちとするために、まず、たばこやごみのポイ捨ての防止に向けた意識啓発、広報による呼びかけや啓発事業（キャンペーン）等を行います。同時に、春と秋の年2回の市内一斉清掃を継続して実施し、市民一人ひとりの「自分のまちは自分たちできれいにしよう！」という意識を高めていきます。

また、市民や事業者による、自主的なまちをきれいにするボランティア活動の負担を減らすため、「ボランティア袋」の無料配布や収集したごみの回収などの支援を行います。



展開スケジュール

快適な街並みの形成（3-(1)-）

「歩きたくなる」みちづくり

	年 度					実施主体		
	H18	H19	H20	H21	H22	市民	事業者	市
(1)良好な街並みづくり（地区計画） （区画整理事業区域・線引き変更箇所） 〔まちづくり推進課、都市計画課〕		武蔵引田駅周辺						
(2)商店街の景観整備 （装飾灯の設置）〔商工観光課〕								
(3)歩きやすいみちづくり （散策路・遊歩道の整備） 〔建設課、商工観光課〕								

快適な街並みの形成、たばこ・ごみのポイ捨て防止（3-(1)-、3-(2)-）

わがまちの清掃活動の推進

	年 度					実施主体		
	H18	H19	H20	H21	H22	市民	事業者	市
(1)たばこ・ごみのポイ捨て防止（意識啓発） 〔環境課〕		呼びかけ・啓発事業の検討						
(2)一斉清掃の実施〔環境課〕								
(3)ボランティア活動の推進 （ボランティア袋の配布、収集ごみ等の回収） 〔環境課〕								

知ってるかな？

ボランティア袋

ボランティアとして、道路、河川、公園などの公共用地を清掃したごみを入れる袋です。市役所、五日市出張所、あきる野ルピア市民課、五日市ファインプラザ等で配布しています。

問合せ先：環境課



(3) エネルギー環境分野では

わがまちから地球温暖化に対応するために、

みんなで CO₂ を効果的に減らす仕組みをつくります。

近年、異常気象の多発や真夏日の増加など、地球温暖化の影響が目に見えて大きくなってきています。

本市から地球温暖化に対応していくために、市はもちろん、市民や事業者も、自らの生活や事業活動を見直し、その主な原因である CO₂ 排出量の削減に努めていかなければなりません。

特に、市内の CO₂ 排出の内訳（推計値）は、自動車燃料によるものが約 6 割、電力使用によるものが約 2 割と大半を占めており（47 頁参照）特に、この 2 つへの対策が必要です。

そこで、まずは影響の大きい自動車利用の抑制と、効率的な利用により無駄な電力使用量を減らすことによる省エネルギーの推進、また、エネルギーの中でも、特に本市に豊富にある森林資源を生かしたバイオマス技術の導入によって、市全体からの CO₂ の排出量を効果的に減らしていくための仕組みづくりを進めていきます。

重点目標

- ・市からの CO₂ 排出量削減（現状把握した上で具体的な目標を設定します。）
（市民一人当たりの排出量）
- ・省エネ型生活 10 か条の定着状況 80%（平成 27 年度）
- ・バイオマスの利用による CO₂ 排出量削減

1) 省エネルギーの推進

関連指標

関連指標	目標値 (年度)	現状値 (年度)	所管課
地球温暖化に関する 環境教育実施校数	市内全校	未実施	環境課
家庭での電力使用量	平成 15 年度比 5%減 (平成 27 年度)	148,947MWh (平成 15 年度)	
環境家計簿等の普及状況、 モニター登録者数	モニター登録 100 人 (平成 27 年度)		
省エネ生活 10 か条の 認知度、定着状況 (アンケート調査等で把握)	50%(平成 22 年度) 80%(平成 27 年度)		
エコドライブ実践状況 (アンケート調査等で把握)	70% (平成 27 年度)		

展開方針

動機付けとなる仕組みづくり（1-(1)- ）

動機付けとなる仕組みづくり

・省エネ対策の推進

省エネ対策の最大の基盤は家庭にあることから、家庭への普及・啓発活動を積極的に進めていきます。

また、事業者に対しても、商工会と連携しながら、ISO14001の認証取得やエコアクション21認証・登録などを呼びかけ、計画的な省エネルギーの実施を促していきます。

さらに、省エネルギーに対する意識・関心を高めていくために、学校教育の中でも、地球温暖化に関する環境教育等を進めていきます。教育委員会や各学校と調整を図りながら検討し、子どもたちが楽しく学べて、行動に移せるようなプログラムを実施していきます。

・効果的な制度の検討

市全体で効果的に省エネルギーを進めていくために、省エネルギーの動機付けとなる仕組みやツールづくりも検討していきます。

また、化石燃料*の使用を抑制する経済的な仕組み（環境税）や地域間でのCO₂排出量取引などについても、市民意識調査の結果や、国や東京都の動向を見ながら、検討します。

自動車利用の抑制（1-(2)- ）

自動車利用の抑制

本市からのCO₂排出の最も大きな要因である自動車について、まずはその利用を減らし、利用する場合には、できるだけCO₂の排出が少なくなるよう、啓発を行います。

・自動車利用を減らす

移動手段の転換として、徒歩や自転車利用を促します。自転車利用に関するアンケートを行い、駐輪場等の整備や、自転車走行の安全性の確保、自転車優遇策の検討などを必要に応じて進めていきます。

・自動車からのCO₂排出を減らす

家庭や事業所に対して、CO₂の排出の少ない運転等を心がけるよう啓発します。従業員15人以上の事業者については、自家用車通勤者に対して、アイドリングストップやエコドライブなどを、その効果とともに呼びかけ、啓発します。

市内に流入する車に対しても、警察等と協力して、エコドライブ等を呼びかけていきます。

家庭での省エネルギー対策

本市でのCO₂排出の内訳で、2番目に多い電力の無駄な使用を減らしていきます。

省エネルギーへの意識を高めるため、広報やホームページを通じて、家電製品等の購入時の目安となる「省エネラベリング制度」をはじめ、省エネルギーに関する情報を提供し、協力を呼びかけます。省エネルギーに関するセミナーも開催し、その効果などを検証しながら普及啓発を進めていきます。

また、家庭での省エネルギーのヒントとして、公募により「省エネ型生活10か条」を設定し、広報、ホームページ、各種イベントを通じて普及させます。

さらに、家庭での省エネルギーを進めやすくするために、市独自の環境家計簿（又は家庭版ISOなど）を作成し、広報や市のホームページ、窓口などを通して普及を図ります。同時に、省エネルギー行動を実践し、その効果等を検証する「省エネモニター制度」なども検討し、登録者を増やしていくための普及活動を行います。

知ってるかな？

エコドライブ

地球温暖化の主な原因であるCO₂は、自動車の利用（ガソリンや軽油などを燃焼）によっても発生します。「エコドライブ」とは、CO₂の排出量を抑えるような運転をいいます。ガソリン代等も節約となり、一石二鳥です！

具体的には・

- 無駄なアイドリングはしない
- 急発進、急加速をしない
- 無駄な荷物は積まない など

問合せ先：環境課



東京都の省エネラベリング制度

家電製品の省エネ性能が販売店の店頭で、簡単に分かる表示です。

対象：エアコン、冷蔵庫、テレビ

表示内容：

省エネ性能

良い順に、AAA、AA、A、B、Cの5段階表示で、違いが一目でわかります。

販売価格と電気代

問合せ先：東京都環境局



展開スケジュール

動機付けとなる仕組みづくり（1-(1)- ）

動機付けとなる仕組みづくり

	年 度					実施主体		
	H18	H19	H20	H21	H22	市民	事業者	市
(1)省エネ教育の推進（新） 〔環境課、指導・学務課〕								
・学校での教育プログラムの実施	調整	実施			→			
・事業所への働きかけ	調整	実施			→			
(2)制度の検討（新） 〔環境課〕	→							

自動車利用の抑制（1-(2)- ）

自動車利用の抑制

	年 度					実施主体		
	H18	H19	H20	H21	H22	市民	事業者	市
(1) エコドライブの普及（新） 〔環境課〕								
・各種支援制度の利用等の検討	→							
・啓発の実施	→							
(2) 自転車利用の促進 〔環境課、地域振興課、建設課、まちづくり推進課〕								
・アンケート調査の実施								
・施設整備の実施	武蔵増戸駅			検討	→			
・自転車優遇方策の検討								

家庭での省エネルギー対策（1-(3)- ）

家庭での省エネルギー対策

	年 度					実施主体		
	H18	H19	H20	H21	H22	市民	事業者	市
(1) 省エネルギー対策の普及・啓発 （新）〔環境課〕								
・情報提供と協力呼びかけ								
・セミナーの開催		準備	開催・検証	開催・検証	開催・検証			
(2) 省エネ型生活10か条の普及 （新）〔環境課〕	案募集	策定・発表						
(3) 環境家計簿によるエネルギー 管理（新）〔環境課〕								
・環境家計簿（家庭版ISO）等の普及	案作成	→ 普及・啓発 →						
・省エネモニター制度の実施	検討	→ 募集・登録 →						

知ってるかな？

バイオスタウン構想

地域のバイオマスの総合的かつ効率的な利活用を図るため、市町村等が作成する構想です。あきる野市においては、未利用の林地残材を利活用し製品化するとともに、その端材等を燃料にバイオマスボイラーやスターリングエンジンによる発電等を行うことを通じ、循環型社会の実現、地域の活性化などを目指しています。

問合せ先：企画課



資料：(財)新エネルギー財団 HP
<http://www.himejic.or.jp/kankyo/nef/what/whats04.html>

公共施設への新発電技術の導入（2-(1)- ）

2) 新エネルギー（バイオマス技術）の導入

関連指標	目標値 (年度)	現状値 (年度)	所管課
バイオマス年間利用量、発電量			企画課
温浴施設でのバイオマス利用量、CO ₂ 排出削減量	年間 1,100 t -		
温浴施設の見学者数	当初3か年見学者数 1,000人		
バイオマスに関わる環境教育・イベント等の開催件数、参加者数	年間4回、延べ200人		

展開方針

市内に豊富にある森林資源を生かしたバイオマス技術の計画的な導入・活用を進めるために、バイオマスタウン構想に基づき、十里木・長岳の温浴施設等での木質バイオマス利用を進めていきます。

温浴施設に炭化炉を併設して製炭を行い、一般家庭や学校での炭利用を促したり、温浴施設でのバイオマス発電の見学会や、学校・都区内の市町村と連携した環境教育プログラムを実施し、林業の活性化やエネルギー利用に関する普及・啓発活動を進めていきます。

展開スケジュール

	年 度					実施主体		
	H18	H19	H20	H21	H22	市民	事業者	市
(1) 木質バイオマスの導入(新) 〔企画課〕								
・ 温浴施設への導入	施設設置	稼働開始						
・ 炭等の利用促進	検討		→					
(2) 普及啓発・環境教育の実施 〔企画課、環境課〕								
・ 温浴施設での見学受け入れ			受け入れ		→			
・ 見学会、教育プログラムの実施	検討		実施		→			

第5章 地域別環境づくりの方針

あきる野市で進めていく環境施策（第3章）を基に、地域ごとに、それぞれの特性や課題・まちづくりの方針、また、これらに応じた施策展開の方向性、さらに、持続可能な社会の実現に向けて、その地域で開発等を行う際に配慮すべき事項をまとめました。

1 基本的な考え方

（1）地域別環境づくりの方針とは

本市の望ましい環境像である「歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野」の実現に向けて、分野別に実現すべき施策と各主体の役割を第3章や第4章で示してきました。

しかし実際は、環境特性や抱えている問題・課題、今後のまちづくり方針などは地域ごとに異なり、それぞれの特性や実情に応じた取組を進めていくことが必要です。

「地域別環境づくりの方針」は、地域ごとの実情に応じた効果的かつ戦略的な環境施策の展開を図るために、また、それぞれの特性に応じた、環境面でのつながりやまとまりを考慮した計画的な環境保全を図っていくために、地域ごとの施策展開の方向と環境配慮事項を定めたものです。

地域別環境づくりの方針には、大きく次の2つの役割があります。

地域の実情に応じた施策の展開を図る（効果的・戦略的な環境づくりの実現）

- ・地域ごとの目指す将来像を示す。
- ・地域ごとの環境課題の解決や、特性を生かした環境づくりの方向を示す。

地域の特性に応じた環境の保全を図る（環境配慮型のまちづくりの実現）

- ・市や事業者が行う開発行為やまちづくり等の際に配慮すべき事項を定める。
- ・市民等がその地域において、配慮すべき事項を定める。